

# 船橋市木造住宅耐震診断助成事業

のご案内



あなたの住まいは安全ですか？

船橋市建設局建築部建築指導課

この事業は、地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が現在お住まいで一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震診断を実施する場合に、診断費用の一部を助成する事業です。

## 耐震診断とは？

建物の図面や現地調査等から、建築物の地震に対する安全性を評価するものです。建物の形状や壁の配置、劣化の状況等から計算により算出され、木造の場合は上部構造評点という数値で結果が出されます。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

※「耐震診断」は診断する時点での建物の地震に対する安全性を評価するものです。耐震改修工事を行う際には「補強設計」が別途必要になります。

## 助成の対象となる建築物

次の条件をすべて満たすものとします。

- ・船橋市内に存する木造（在来軸組工法）の一戸建て住宅または併用住宅（住居部分が全体の1/2以上のものに限る）
- ・地上階数が2以下
- ・昭和56年5月31日以前に建築し、または着工したもの



## 助成の対象者

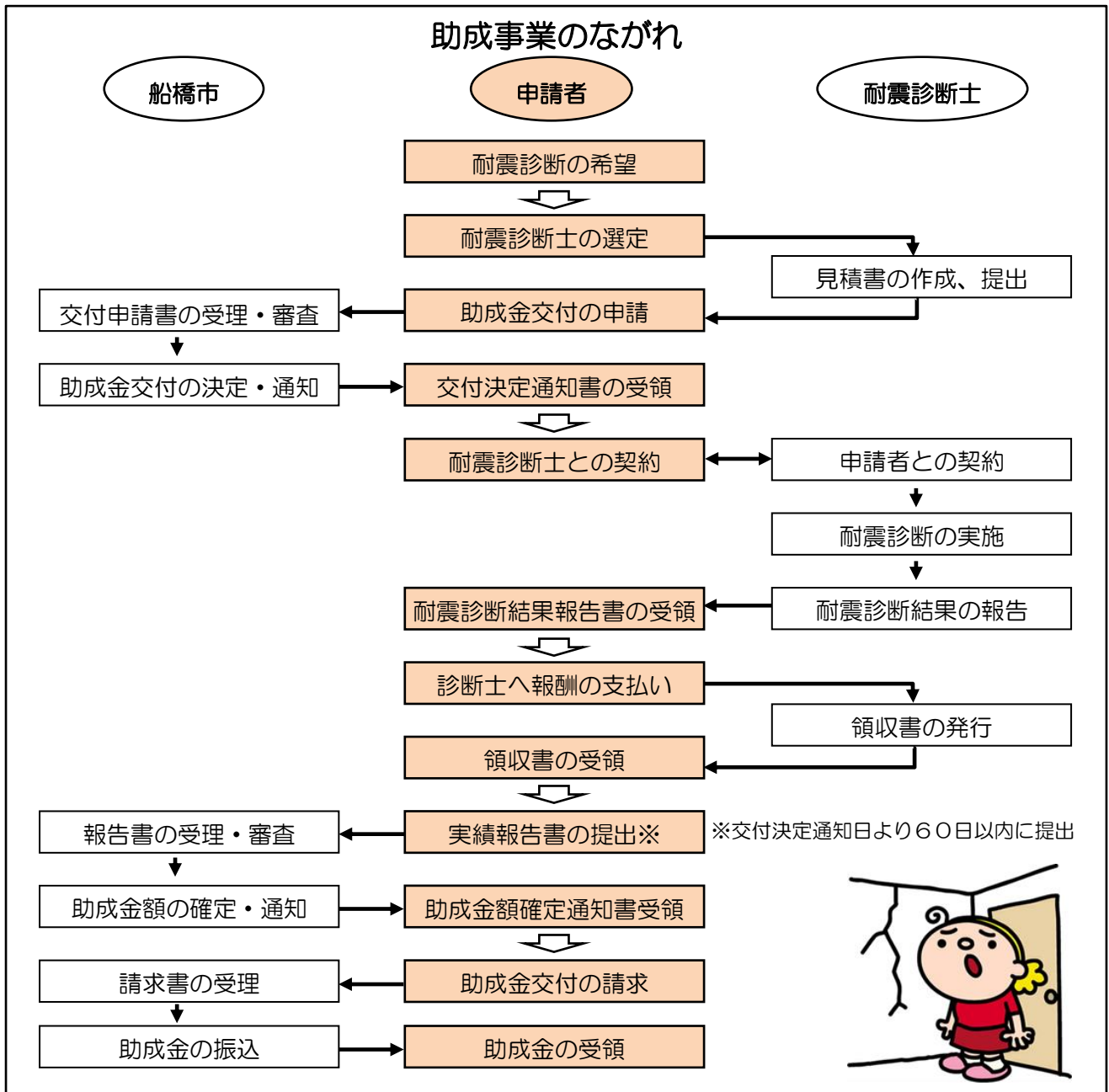
上記の木造住宅を所有し、かつ居住をしている方で市税の滞納が無い方です。

## 助成額

耐震診断に要する費用の2/3の額（千円未満切り捨て）です。ただし、6万円が上限となります。

## 助成の対象となる耐震診断

（一社）千葉県建築士会船橋支部または（公社）千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属する会員で、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習終了者名簿に記載された建築士が行う耐震診断が対象です。



**【注意事項】**

1. 耐震診断の契約を行う前に必ず交付申請の手続きを行ってください。提出された交付申請書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認した上で、交付決定通知書を申請者に送付します。交付決定通知書を受領する前に耐震診断に着手、又は契約を締結した場合、助成金を交付できません。
2. 市からの助成金交付決定通知後に契約を締結し、速やかに事業に着手して下さい。
3. 交付決定日から60日または助成金申請年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。

## 提出する書類について

助成金の交付申請をする際、また、診断が終わって実績報告をする際には下記の書類の提出が必要になります。

※様式については市ホームページよりダウンロードできます。

助成金交付申請時	① 船橋市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）
	② 住民票
	③ 市税納付確認書（市の指定する書式があります）
	④ 助成対象住宅の登記事項証明書
	⑤ 助成対象住宅の確認済証の写しまたは建築年月日がわかるもの
	⑥ 耐震診断に要する費用の見積書またはその写し
	⑦ 相手方登録申請書（市の指定する書式があります）

※上記②④に替えて、申請する年度の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書と課税明細書の写しとすることもできます。

実績報告時	① 船橋市木造住宅耐震診断助成事業実績報告書（第6号様式）
	② 耐震診断結果報告書
	③ 助成対象住宅の写真
	④ 耐震診断に係る契約書の写し
	⑤ 耐震診断に要した費用の領収書の写し
	⑥ 船橋市木造住宅耐震診断助成金交付請求書（第8号様式）

\*申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、建築指導課までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

船橋市建設局建築部建築指導課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2632

FAX 047-436-2669

（平成29年4月改訂）